

組合Q&A

社団法人会員であることを 組合員資格要件とする について

Q111 (財) 不動産流通近代化センターの発足により、全国的に不動産業者の組織化が図られているが、現在当〇〇県においても、(社)〇〇県宅地建物取引業協会 〇〇支部で、〇〇地区不動産(協)の設立諸準備を進めているところであるが、定款の組合員資格に「社団法人〇〇県宅地建物取引業協会の会員であること」と規定することは差し支えないか。

「A」社団法人との協調の内容、組合の設立趣旨・事業内容等が判然としないので判断しかねる点はあるが、一般的には、次のような理由からご照会の事項は適当でないものと考ええる。

(1) 組合員の加入資格は、経済的条件に限るべきであるが、本件では、経済的にどのような必要性があるかあいまいである。
(2) この場合、社団法人会員であることをもって、企業規模等の一定水準にある者を確保するという趣旨も考えられるが、これは、同水

準にある非会員企業の加入を制限することとなる。なお、企業規模等による区別は、組合の趣旨から、特別の理由がある場合を除き、適当でないところである。

(3) また、社団法人会員であることをもって、協調性・事業近代化への積極性等を判断する材料とする意図も考えられるが、かかる抽象的な事項を組合員資格として定款に規定することは適当でないところである。

(4) 組合が他の団体の意向等に左右されるため、組合の独立性・自主性が失われるおそれがある。すなわち、加入脱退、事業実施等が他の団体の意向に左右され、組織、事業運営両面が不安定となり、意思決定等における自主性が損なわれるおそれがある。

組合が行う旅行あっせん 事業について

Q211 本組合はチケット発行事業を主とする組合であるが、このたび、従来組合員の福利厚生、チケット会員に対するサービスの還元として行っていた旅行を本格的に行うこととし、旅行あっせん業の登録を受け、組合員及びチケット会員

に対する旅行あっせん事業を行うこととした。この場合に事業についての定款変更が必要か。またチケット会員に対する旅行あっせんは員外利用に該当するかご照会する。

「A」1

貴組合の行おうとする旅行あっせん事業は、①組合員である商店の行う顧客招待旅行の共同化、②組合員である商店の行う従業員に対する慰安旅行等の共同化、③組合員の福利厚生のための旅行あっせん、④チケット発行事業のチケット会員に対するサービスとしての旅行あっせん等の内容をもって、

2

一方、貴組合の定款において、上記1における①～④の事業に関連のある規定としては、「組合員の福利厚生に関する事業」及び「チケット発行事業及びこれに関連する事業」のみであり、①、②に該当する規定がないように見受けられる。

したがって、ご照会の旅行あっせん事業が1の①②の内容をもつものであるとすれば、①②に該当する定款規定が必要であり、定款変更の必要があるものと考ええる。

3

チケット会員に対する旅行あっ

せんについては、前記1の①～③の事業からみればは員外利用に該当するが、④の「チケット会員に対するサービス」という観点からは員外利用に該当しないものと考ええる。

なお、この場合は、当該事業は旅行あっせん事業ではなく、あくまでチケット発行事業のなかに包含されることになるので申し添える。

総会における増資議決の 効力について

Q311 組合の自己資本充実を図るため、今後5年間配当金を出資金に振り当てるべく積み立てることを総会において議決した。この議決は、以後においても効力を有し、本件については以後の各年度には総会の議決を要せず、以後5年間の配当金は自動的に組合の積立金となるものと考えてよろしいか。

「A」ご照会の総会の議決は今後一定期間の組合の方針あるいは計画を議決した程度にとどまると思われ、その範囲において全組合員を拘束するものと考ええる。しかし、実際の出資金充当のための積立てに当たっては各組合員は必ずしもこれに拘束されるというものではない。

